初-(4)

狩猟者用マニュアル

- 1 捕獲個体を搬入したいジビエ処理施設に電話連絡してください。
- 2 「受け入れ可能」の場合は、ジビエ処理施設へ個体を持ち込んでください。
- 3 処理施設確認者に、1頭目(1回目)か、2頭目(2回目)か伝えてください。

====== 1頭目(1回目)の場合 ========

- 1 1頭目(1回目)の場合、県の報償費は、お支払いいたしません。
 - 個体をどうするか、処理施設確認者と相談してください。
 - ※ ジビエ利用不可の場合は、処理施設では受け取りませんので、お持ち帰りく ださい。
- 2 処理施設の希望や、捕獲時の注意点等を聞き、次回の捕獲に活用してください。
- 3 次の書類を受領してください。
 - 初一① 『1頭目(1回目)確認票』 (日付とサインの記入があるか確認)
 - 初-② 『誓約書』
 - 初-③ 『口座振込支払依頼書』
 - 初-④ 『狩猟者用マニュアル』

一 終了 一

======= 2頭目(2回目)以降の場合 =======

- 1 2頭目(2回目)以降の場合、「1頭目(1回目)確認票」を処理施設確認者に提示してください。
- 2 個体のジビエ利用の可・否の判断を受けてください。
- 3 処理施設の希望や、捕獲時の注意点等を聞き、次回の捕獲に活用してください。
- ◎ ジビエ利用不可の場合は、処理施設では受け取りませんので、お持ち帰りください。
- ◎ ジビエ利用可の場合は、次の手続きを行ってください。
- 1 個体と処理施設確認者を一緒に、写真を撮影してください。
 - ※ 個体は右向きに写るようにしてください。
 - ※ 尾が写るようにしてください。

- 2 次の書類を受領してください
 - A 『捕獲個体搬入確認票』 (処理施設確認者のサインがあることを確認)
 - B 『捕獲月報』
 - C 『個体確認票』にサインし、処理施設確認者へお渡しください。
- 3 個体を引き渡し、お帰りください。
- 4 翌月の15日までに(3月の場合は、3月15日までに)、次の書類を山梨県自然 共生推進課へ持参または郵送等により提出してください。
 - □ 初-② 『誓約書』 (初回のみ)
 - □ 初-③ 『口座振込支払依頼書』 (初回のみ)
 - □ A 『捕獲個体搬入確認票』 写真を添付
 - □ B 『捕獲月報』

◎提出が遅れた場合は、お支 払いできない場合がござい ますので、ご注意願います。

※ 『1頭目(1回目)確認票』を処理施設確認者に提示していない場合は、『1 頭目(1回目)確認票』のコピーを提出してください。

内容を確認し、適正であれば、報償費を口座に振り込みます。

5 確定申告が必要となる場合がございます。

【支払条件】

- 山梨県内で狩猟者登録をした狩猟者で、山梨県が定める誓約書に記入・提出いただける方が、狩猟により捕獲したニホンジカの個体
- 事前にジビエ処理施設に連絡し、個体の状態等を伝え、搬入の可否を確認
- 処理施設への1回目の搬入は1頭とし、狩猟者とジビエ処理施設が、受け入れ条件について確認する機会とすることから、2頭目以降が支払いの対象
- ジビエ処理施設がジビエ利用として<u>受け入れを認めた場合</u> (認められなかった個体は、狩猟者が持ち帰り、処分)
- 止め刺しを行ってから、2時間以内に搬入した場合
- × 個体の一部が切り取られている個体は対象外
- × スプレーによるマーキングのある個体や、尻尾のない個体は対象外
- × 許可捕獲(管理捕獲や有害捕獲)などで捕獲した個体は対象外

◎お問い合わせ・書類提出先

400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1

山梨県環境・エネルギー部自然共生推進課自然保護担当

電話 055-223-1520

FAX 055-223-1781